

## 山形市議会議長交際費支出基準及び公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、議長が市議会を代表して行う、外部の個人又は団体との交際に必要な経費（以下「議長交際費」という。）の適正な支出を図るための支出基準等を定めるとともに、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第30条の規定に基づき、市政に関する情報提供施策等の拡充を図るため、議長交際費の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支出区分)

第2条 議長交際費は、社会通念上認められる範囲内において支出するものとし、その区分及び内容等は次に掲げるとおりとする。ただし、代理として副議長等が出席する場合も同様とする。

- (1) 慶 祝 祝賀会、記念式典等に出席する場合
- (2) 弔 慰 葬儀における香典、供花等
- (3) 会 費 各種団体が主催する総会、役員会、懇親会等に出席する場合
- (4) その他 前各号に掲げるもののほか、議長が議会運営上特に必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他政治団体に対するものについては支出しない。

### (支出基準)

第3条 前条に規定する議長交際費の支出基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

### (公表する情報)

第4条 議長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、情報公開条例第8条各号に規定する非公開情報に該当する場合は、これを公表しないことができる。

### (公表の方法及び時期)

第5条 月毎に区分整理した支出状況を、支出した月の翌月に別記様式により山形市議会のホームページに掲載する方法により行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

支出基準

区分	支出内容	金額	備考
(1) 慶 祝	市以外の各種団体等の主催する祝賀会，記念式典等に支出するもの	次に掲げるとおりとする。 ア ホテル，旅館，料亭等 10,000円 イ 上記以外の会場等 5,000円	必要に応じて祝電を送る。
(2) 弔 慰	葬儀における香典，生花等に支出するもの	(1)別表第2による。 (2)生花は，20,000円以内	弔電を送る。
(3) 会 費	市以外の各種団体等の主催する総会，新年会，懇親会等の会費又は会費相当分を支出するもの	案内状等に記載されている会費の額	
(4) その他	上記のいずれにも属さない場合で，議長が議会運営上特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる金額	

備 考

- 1 報償費により清酒等を持参した場合や，飲食を伴わない場合は支出しない。
- 2 市主催の場合は支出しない。

別表第2（第3条関係）

対象		関係	香典等
市の特別職 市議会議員	現職	本人	10,000円 生花一基 議長弔辞, 弔電
		配偶者, 子, 父母(同居の姻族を含む)	5,000円 生花一基 弔電
	元職	本人	10,000円 生花一基 弔電
市職員	現職	部長職以上の職員	10,000円 生花一基 弔電
名誉市民, 文化勲章受賞者等の功労者		本人	10,000円 生花一基 弔電

## 備考

- 1 上記以外で、議長が特に必要と認める場合は、前例等を考慮し社会通念上妥当と認められる範囲内で対応する。

別記様式

平成 年度 月支出分 議長交際費支出状況

(単位:円)

No.	支出月日	支出区分	支出先(支出内容)	支出金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
			月 計	